

## Client Alert

15 May 2020

### 日本語版に関する お問い合わせ先



板橋 加奈  
パートナー  
03 6271 9464  
[kana.itabashi@bakermckenzie.com](mailto:kana.itabashi@bakermckenzie.com)



篠崎 歩  
シニア・アソシエイト  
03 6271 9694  
[ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com](mailto:ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com)

## 米商務省、中国、ロシア、およびベネズエラを中心とした懸念国への技術輸出の制限を強化

2020年4月28日、商務省工業安全保障局（Bureau of Industry, BIS）は、中国、ロシア、およびベネズエラに対する技術輸出規制を強化するために、米輸出管理規則（Export Administration Regulations, EAR）を改正する2つの新たな最終規則および規則案を連邦官報に公表した。ウィルバー・ロス商務長官によれば、これらの措置は、中国、ロシア、ベネズエラの組織が、米国の国家安全保障上の利益に反する武器、軍用機、および監視技術の開発のために、民間のサプライチェーンを通して得られた特定の米国の技術を利用する試みに対処するためとしている。

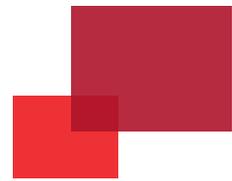
これらの規則の結果、広く市販されている米国の技術に関連し、BISの許可を必要とする取引分野は、特に中国に対して劇的に増加する可能性があり、当局の不許可を前提とする許可付与方針からすると、許可取得が困難となる可能性がある。これらの規則は、米国の国家安全保障と外交上の利益を守るための、中国その他の懸念国への、視認性向上と併せ、米国政府による捕捉技術移転の制限強化を目的とした近時の規制上の措置の大きな動きの一部といえる。

規則の概要は、以下の通り。

1. EARを改正し、中国、ロシア、若しくはベネズエラに対する軍事利用目的での、またはそのような目的を有するこれらの国のエンドユーザーへの品目の輸出、再輸出および（国内）移転の許可要件を拡大
2. 特定の安全保障上規制対象となる品目の再輸出を許可する条項を削除するための追加的な再輸出の容認に関する許可例外（Additional Permissive Reexports, APR）の修正を提案
3. 安全保障上の懸念国に対する安全保障管理リスト（Commerce Control List, CCL）に掲載のある安全保障上規制対象となる品目の民間エンドユーザーの許可例外（Civil End Users, CIV）の削除

### 中国、ロシア、ベネズエラに関する、軍事利用、および軍事利用エンドユーザーの拡大

商務省は、中国、ロシアまたはベネズエラの軍事利用エンドユーザー向け、または軍事利用向けのCCL掲載の特定の輸出、再輸出、（国内）移転の視認性と、これらを拒否または条件を付ける余地を拡大している。2020年6月29日施行の最終規則では、EARに以下の変更を加えることが規定されている。



## ● 中国に対する軍事利用エンドユーザー・ベースの許可要件

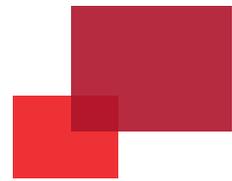
中国に関しては、政府機関等向け（GOV）許可例外が適用されない限り、指定品目の中国の軍事利用エンドユーザーへの輸出/再輸出が規制対象に含まれるように許可要件が厳格化されている。現行の軍事利用エンドユーザーの許可要件は、ロシアとベネズエラにのみ適用される。EAR上の「軍事利用エンドユーザー」の定義に変更はなく、「陸軍、海兵隊、海軍、空軍、海岸警備隊」のみならず、州兵等の治安組織、国家警察、政府情報期間、偵察機関、あるいはその行動や機能が「軍事利用」を支援する意図を有する個人または組織にも広く適用されているが、中国の「軍事利用エンドユーザー」向け輸出・再輸出への許可要件の拡大は、特定品目を中国に供給する企業のコンプライアンス負担を著しく増大させることになることが予想される。特に、民用産業と軍事産業とが一体となる中国の状況を踏まえると、エンドユーザー・ベースの許可要件の遵守を確保するために中国企業を調査することは、大きな課題となると思われる。

さらに、「軍事利用」の定義の拡大に伴う「軍事利用エンドユーザー」の定義の広がりを考えると、許可を必要とする取引分野が大幅に拡大し、軍事利用の支援をするビジネスにある程度の関与をする中国企業への指定品目の供給は、許可が必要となる可能性がある。例えば、中国の半導体ファウンドリは、その生産した半導体ウェハが少量でも、防衛品に組み込まれる集積回路に利用されている場合に、「軍事利用エンドユーザー」を構成する可能性がある。その結果、米国の半導体関連機器メーカーは、そのようなファウンドリに ECCN 3B991 の下で分類された半導体関連機器を販売し供給するために、許可を取得しなければならなくなる。同様に、民間航空機と軍事航空機の両方のメンテナンスサービスを提供する中国の航空機メンテナンス企業は、「軍事利用エンドユーザー」を構成し、ECCN 9A991 の下で分類された航空機部品を供給する米国のサプライヤーに対しては、それらの部品が民間航空機でしか使用できない場合であっても、「軍事利用エンドユーザー」の許可が必要となる可能性がある。

つまり、米国政府がこれらの用語を広義に解釈すれば、機微性が低くなく、かつ一般に入手可能な品目を中国企業に民間用途で供給している米国企業（例えば、ECCN 3A991、3B991、5A992、9A991 に分類される品目）も BIS 許可が必要となる可能性があり、当局の原則不許可という方針の下では許可取得が困難となる。これは、広範囲にわたって米国産業、特に半導体、通信、航空機セクターに悪影響を与える可能性がある。BIS は、拡大された中国に対する許可要件を明確にするためのガイダンスを産業界に公表することを示している。

## ● 「軍事利用」の定義の拡大

「軍事利用」の定義は、EAR で定義される「軍事用品」の「使用」、「開発」、または「生産」を対象とするものから、軍事用品の「使用」、「開発」、または「生産」の運用、設置、メンテナンス、補修、修繕、改修、を支援またはこれらに貢献する一切の品目をも含むように変更されている。支援または貢献する品目を含む定義の拡大および「利用」の定義上の1つの要素が該当することで許可が必要とされることにより、軍事利用をベースとした規制の範囲は極めて広くなり、軍事用品と何らかの形で関連性のある一切の周辺品目が対象となる可能性がある。



- **軍事利用/エンドユーザーの許可要件で対象となる品目の拡大**

第 744 部の補遺第 2 号に定められる軍事利用および軍事利用エンドユーザー許可要件の対象項目のリストは、材料加工、電子機器、電気通信、情報セキュリティ、センサー、およびレーザー、ならびに推進動力のカテゴリにおける、2A290、2A291、2B999、2D290、3A991、3A992、3A999、3B991、3B992、3C992、3D991、5B991、5A992、5D992、6A991、6A996、および 9B990 の輸出管理番号（Export Control Classification Numbers、以下「ECCN」という）を含む形で拡大された。特に、これらの変更は、軍事利用および軍事利用エンドユーザーに対するコントロールを広く市場で入手可能であり、本質的に機微性は高くないが、中国、ロシアおよびベネズエラが軍事能力を強化するために開発している可能性のある製品や技術の重要な構成要素となりうる品目にまで展開している。そのため、非常に大きな拡大がなされており、指定された品目のサプライヤーは、中国、ロシア、ベネズエラ向けの品目が軍事利用エンドユーザー、または軍事利用のために供給されるか否かを判断するために厳格な精査プロセスを経ることが求められる。

- **中国、ロシア、ベネズエラへ向け輸出の電子輸出情報の提出義務**

中国、ロシア、ベネズエラへの輸出に係る電子輸出情報（Electronic Export Information, EEI）の提出は、GOV 許可例外の対象とならない限り、出荷額にかかわらず必要となる。さらに、提出に際して、規制理由にかかわらず、輸出する品目の ECCN を特定しなければならない。現在、2500 ドル未満の出荷の中には、AES 申請が免除されているものもあり、規制理由がテロ対策（Anti-Terrorism, AT）のみである場合には、ECCN の表示は必要とされていない。

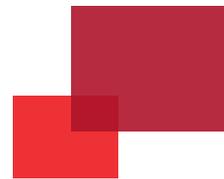
このような変化は、より幅広い輸出分野で EEI の提出を必要とすることとなり、米国政府に対し、中国へ供給される技術の分野の補足性を高めることを含む、中国、ロシア、ベネズエラへの品目の輸出について、幅広い機会を与えることになる。EEI の記録は、多くの米国政府機関が利用可能であり、歴史的に米国の輸出規制を運用する上で有効なツールとなってきた。

- **中国、ロシア、またはベネズエラ向けの軍事利用/エンドユーザー輸出に対する原則不許可方針**

軍事利用およびエンドユーザーの規制の対象となる品目の、中国、ロシアまたはベネズエラの軍事利用エンドユーザーまたは軍事利用での輸出、再輸出、（国内）移転の許可申請は、原則不許可の対象となる。従って、このような取引自体については禁止されないものの、許可を取得することは困難となる。

- **中国、ロシア、またはベネズエラ向けの ECCN の 9x515 の y.パラグラフまたは"600 シリーズ"に定める品目の許可要件の関連する ECCN への再配置**

現時点では、これら品目の許可要件は § 744.21 の軍事利用/エンドユーザーコントロールの一部として規定されている。これらは、関連する ECCN に再配置され、地域の安定（Regional Stability, RS）が規制理由として割り当てられる。これは実質的な変更ではなく、企業がこれらの要件を順守するのを助けることを意図したものである。



## APR 許可例外の修正

BIS は、中国、ロシアおよびベネズエラを含む国家安全保障上懸念のある国を対象とする国家グループ D:1 諸国への国家安全保障上の規制品目の再輸出に係る APR 許可例外の適用を撤廃することを提案している。規則案では、このような再輸出は、国家安全保障規制品目の再輸出の一貫した審査を確保するため、各国の輸出の許可要件に加えて、EAR に基づく許可要件の対象となる。この規則案のパブリックコメント期間は 2020 年 6 月 29 日に終了する。

## CIV 許可例外の削除

BIS は、国家グループ D:1 における民間用途のための、多くの民間エンドユーザー向けの特定の国家安全保障上の規制品目の輸出、再輸出、および（国内）移転を認める CIV 許可例外を撤廃している。最終規則は 2020 年 6 月 29 日に発効し、その結果、国家安全保障上の規制品目の D:1 諸国への輸出は、BIS 許可が必要となり、米国政府が国家安全保障上の関心を有する取引の視認性が高まることになる。CIV 許可例外は、輸出要件の例外として一般的に用いられている手段の 1 つであり、BIS は、その全面的な撤去がみなし輸出に不均衡な影響を及ぼす可能性があることを認めてきた。すなわち、米国内にある外国人に対する安全保障上の規制対象技術の提供である。この点に関し、BIS は、CIV 許可例外の撤廃が最終規則として公表されたにもかかわらず、今後この論点の枠組みづくりに役立つよう、業界からのフィードバックを歓迎するとしている。